



労政ニュース

編集・発行 東大阪市荒北1丁目1番1号 東大阪役所 都市魅力産業スポーツ部
労働雇用政策室 TEL 06-4309-3178 FAX 06-4309-3846

会社・お店の
＜福利厚生＞は
『ゆとりーと共済』に
ゆとりーと共済事務局
TEL [06-4309-2315](tel:06-4309-2315)

事業主のみなさまへ

1 10月1日～7日は、全国労働衛生週間です。

〈全国労働衛生週間スローガン〉

『ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場』

全国労働衛生週間は、**労働者の健康管理や職場環境の改善**など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和25年から毎年実施しているもので、**今年で77回目**になります。今年も、各事業所の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施します。

▶今年度のスローガンは、働く方**ひとりひとりが貴重な人材**であることを念頭に、**心身ともに健康**を保ち、**生き生きと働き続けることができる職場づくり**を目指していくことを表しています。

2

**もっと自分らしく
働き方
休み方**

Refresh!

年次有給休暇を
上手に活用し
働き方・休み方を
見直しましょう

**10月は「年次有給休暇
取得促進期間」です。**

✓ 年次有給休暇の「計画的付与制度」を導入しましょう！

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

✓ 時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

年次有給休暇促進特設サイト

検索

詳しくは厚生労働省特設サイトへ ➡ ➡



大阪府の最低賃金
令和8年10月1日
から
時間額 1,231円

厚生労働省
MINISTRY OF HUMAN LABOUR AND POLICY

☑使用者も、☑労働者も、必ずチェックしましょう!!



最低賃金に
関する特設
サイト



◎大阪府最低賃金は府内の事業場で働くパートやアルバイトなどを含むすべての労働者に適用され、府内の使用者は時間額1,231円以上の賃金を支払う必要があります。

◎また、特定の産業の労働者については、別に「特定（産業別）最低賃金」が定められています。

◎大阪府では、賃上げや就業環境整備を検討する事業主に対し、種々の支援制度をご用意しています。

問合せ：大阪労働局労働基準部賃金課

TEL **06-6949-6502**

または最寄りの労働基準監督署へ



1. 社労士等の労務管理の専門家が会社の「働き方改革」や賃金引上げを無料で支援！

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。

詳しくは、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター 電話：0120-068-116



2. 賃上げを支援する制度

①業務改善助成金
※中小企業向け

生産性向上に資する設備投資を行った上で、事業場内で最も低い賃金を**一定額以上引き上げた場合**、設備投資費用の一部を助成します。



②キャリアアップ
助成金
※中小企業以外も
利用可能

パートなど有期雇用スタッフ等の非正規雇用労働者の**正規職員転換、処遇改善の取組を実施した事業主**に支給されます。（※詳しくは厚生労働省ホームページへ）

社会保険適用時処遇改善コース！

徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用できるコース等もあります。



③中小企業向け賃上げ促進税制 青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。



※その他にも賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や賃金引上げに向けた種々の支援施策など参考となる情報は

【賃金引き上げ特設ページ】は **コチラ**



中途採用時に事業主が活用できる **助成制度** をご存じですか？

▶【賃上げとセットで1人当たり最大30万円助成】

◎早期再就職支援等助成金(中途採用拡大コース)は、企業の中途採用を後押しする制度です。中途採用者の雇用管理制度を整備したうえで、中途採用を拡大し、さらに雇い入れた中途採用者の賃金を雇入れ前と比べて5%以上上昇させた事業主に対して助成されます。

事前手続	◎対象者の雇入れ前に中途採用計画を作成し、労働局へ提出
中途採用計画期間	◎1年または6か月。ただし、計画期間中の中途採用率が50%以上である場合は1年間
対象となる労働者	◎中途採用により雇い入れられた雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者で、期間の定めのない労働者(パートタイムを除く)
中途採用率	◎中途採用率を5ポイント以上上昇させる、または中途採用比率が50%以上であること
賃金要件	◎対象者の雇入れ後6カ月間の各賃金支払日における賃金が、雇入れ前賃金よりいずれも5%以上上昇していること
定着要件	◎支給対象者のうち、雇入れ日から起算して6か月を経過する日までに離職した者の割合が20%未満であること
助成額	◎支給対象者1人につき20万円 ◎上限は1年度1事業所当たり20人分
加算額	◎ローカルベンチマークの財務分析結果がB以上、または給与等受給者1人当たり平均受給額を5%以上上昇させた場合、1人につき10万円を加算 ※ローカルベンチマークの詳細は経済産業省のHPを参照ください。

▶【就職困難者の採用で1人当たり60万円から240万円助成】

◎特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)は、高年齢者や障害者、母子家庭の母等などの就職が特に困難な方を、ハローワークや民間の職業紹介事業者などの紹介により雇用する事業主に対して助成されます。

対象者の類型と企業規模に応じて、1人あたり60万円から240万円までの助成金が支給されます。支給対象期間は、1年から3年までで、半年ごとに助成金を申請します。

事前手続	◎ハローワークや民間職業紹介事業者に求人を提出し、紹介を受けて採用
対象となる労働者	◎①ハローワーク等で就労に向けた個別支援を受けている60歳以上の高年齢者、母子家庭の母等、ウクライナ避難民、入管法に定める補完的保護対象者など ②身体・知的障害者 ③重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者
雇用形態	◎正規雇用、無期雇用、有期雇用(自動更新)として採用
助成額	◎対象者1人につき ①60万円(50万円) 週の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者は40万円(30万円) ②120万円(50万円)、短時間労働者は80万円(30万円) ③240万円(100万円)、短時間労働者は80万円(30万円) ※()内は大企業

▶【さらに東大阪市独自の雇用奨励金制度で1人当たり18万円が上乗せ助成】

◎特定求職者雇用開発助成金の対象となる障害者を受給期間終了後も継続して雇用する事業主に対して、1人当たり月額15,000円を最長12か月奨励金が助成されます。



申請手続き	◎障害者を雇用した日又は特定求職者雇用開発助成金の受給期間が終了した日から2か月以内に、その年度の末月までの奨励金の申請書を作成し、市役所へ提出
対象となる労働者	◎①特定求職者雇用開発助成金の助成を受けた障害者、②職場適応訓練又は障害者職業能力開発訓練施設等を終了した障害者
雇用形態	◎常用労働者として継続雇用又は採用
助成額	◎対象者1人につき月額15,000円を最長で12か月

お問合せ：TEL [06-4309-3178](tel:06-4309-3178)

東大阪市労働雇用政策室

5 パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります！

令和8年10月1日から、パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を進めるため、「同一労働同一賃金」に関する施行規則と告示が改正されました。

1 雇い入れ時の労働条件明示事項が追加されます！【パート・有期法施行規則】

▶パートタイム・有期雇用労働者を雇い入れた時の労働条件明示事項として、現行の明示事項に加え、新たに「待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる」旨の明示が必要となります（違反した者は10万円以下の過料に処されます）。

2 「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正されます！

【告示】

▶パートタイム・有期雇用労働法では、同一企業内の正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間で、待遇（基本給や各種手当、福利厚生など）について不合理な差を設けることを禁止しています（いわゆる「同一労働同一賃金」）。【告示】改正後のガイドラインについて詳しくはこちら「同一労働同一賃金ガイドライン」は、どのような待遇差が不合理なのかについて、考え方や具体例などを示したものです。今般、ガイドラインに新たに追加された内容は、以下のとおりです。

▶〈新たに追加された内容〉

- ・賞与（記載の充実）・退職手当（新規追加）・無事故手当（新規追加）・家族手当（新規追加）・住宅手当（新規追加）
- ・福利厚生施設（記載の充実）・病気休職（記載の充実）・夏季冬季休暇（新規追加）・褒賞（新規追加）

3 「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正されます！

【告示】

▶パートタイム・有期雇用労働法では、正社員とパート・有期雇用労働者との間で待遇差がある場合、事業主は、パートタイム・有期雇用労働者から求めがあれば、①待遇差の内容や理由、②法第6条から第13条までの措置を講じるに当たって考慮した事項を説明しなければなりません。

▶その他の改正内容詳細や上記の内容の詳細については同一労働同一賃金特集ページへ

就業規則の整備等の労務管理に関するお問い合わせは働き方改革推進支援センターへ→



同一労働同一賃金に関するお問い合わせは大阪労働局 雇用環境・均等部 指導課
TEL [06-6941-8940](tel:06-6941-8940)



パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「パゆう」ちゃん